

議案第11号

逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び逗子市消防団員の任免服務等に関する条例の一部改正について

逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び逗子市消防団員の任免服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年1月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例及び逗子市消防団員の任免服務等に関する条例の一部を改正する条例

(逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年逗子市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報酬)

第2条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、階級に応じ、別表第1に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

4 消防自動車等の操縦に従事する団員で、消防長が指名する団員には、別表第3に定める額を支給する。

第3条第1項を次のように改める。

前条第3項に規定する出動報酬のほか、出動に伴い必要となる費用を弁償する。

第4条を次のように改める。

(報酬及び費用弁償の支給時期)

第4条 報酬及び費用弁償の支給時期については、規則で定める。

第5条中「条例施行」を「条例の施行」に改める。

別表第1中「76,000円」を「82,500円」に、「61,000円」を「69,000円」に、「44,000円」を「50,500円」に、「39,000円」を「45,500円」に、「34,000円」を「38,000円」に、「32,000円」を「37,000円」に、「31,000円」を「36,500円」に改める。

別表第3を削る。

別表第2中「自動車、三輪車ポンプ操縦者」を「消防自動車及び消防ポンプ操縦者」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	単位	金額
災害出動	1日につき	8,000円
警戒出動	1日につき	3,500円
訓練出動	1日につき	3,500円
その他の出動	1日につき	3,500円

（逗子市消防団員の任免服務等に関する条例の一部改正）

第2条 逗子市消防団員の任免服務等に関する条例（平成18年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とし、分団ごとの定数は別表のとおり」を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた費用の弁償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた費用の弁償については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報

酬及び費用弁償の支給をする等の必要な措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。